

## 議案第104号「青森市森林博物館条例の一部を改正する条例の制定について」 の概要

### 1 提案理由

教育委員会事務局文化財課が所管する「青森市森林博物館」について、令和4年度以降の指定管理者を選定するに当たり、青森市指定管理者選定評価委員会の意見等を踏まえ、利用料金制を導入することとし、これら所要の改正を行うものである。

### 2 施設概要

名称	青森市森林博物館	
位置	青森市柳川二丁目4番37号	
開館	昭和57年11月 ※ 竣工：明治41年11月（旧青森大林区署庁舎として）	
構造	木造建築 2階建て	
延床面積	2,089㎡	
主なる室	一階	第1展示室（116㎡）、第2展示室（157㎡）、第5展示室（117㎡）、第6展示室（132㎡）、事務室（86㎡）、第1収蔵室（45㎡）、第3収蔵室（33㎡）、休憩室（27㎡）、準備室（27㎡）、便所・廊下等（426㎡）
	二階	第3展示室（64㎡）、第4展示室（132㎡）、特別室（66㎡）、第1学習室（66㎡）、第2学習室（66㎡）、第3学習室（106㎡）、第2収蔵室（91㎡）、図書室（37㎡）、準備室（40㎡）、便所・廊下等（255㎡）
その他	森林鉄道機関車展示室（73㎡）、電気室（16㎡）、駐車場（乗用車約20台）	

### 3 観覧料

区分		金額
個人（一人につき）	一般	250円
	大学生及び高校生	130円
団体（一人につき）	一般	130円
	大学生及び高校生	70円

### 4 使用料（貸室）

区分	午前	午後	全日
	9時～12時	1時～4時	午前9時～午後4時
第1学習室（66㎡）	640円	640円	1,270円
第2学習室（66㎡）	640円	640円	1,270円
第3学習室（106㎡）	890円	890円	1,780円

## 5 利用状況及び収支の状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均
					上段：H29～R1 下段：H30～R2
入館者数	16,946人	19,431人	20,511人	5,786人	18,962人
					15,242人
指定管理料	18,864千円	18,504千円	18,555千円	18,798千円	18,641千円
					18,619千円
観覧料収入	538千円	451千円	405千円	300千円	464千円
					385千円
使用料収入	46千円	54千円	95千円	127千円	65千円
					92千円
収支差額	△18,280千円	△17,999千円	△18,055千円	△18,371千円	△18,112千円
					△18,142千円

## 6 利用料金制を導入する理由

利用料金制の導入に当たっては、青森市指定管理者制度導入基本方針において、「利用料金制は、公の施設の管理運営に当たって指定管理者の自主的な努力を発揮しやすくし、また、市及び指定管理者の会計事務の効率化が期待できることから、施設の性格や実態等を考慮しながら制度導入について十分に検討したうえで、積極的に活用を図るものとする。」とされているところである。

青森市森林博物館において、「森林に関する資料を供し、市民の教育・文化の発展に寄与する」という設置目的や、「子どもからお年寄りまでが楽しみながら学習している」といった利用状況等を考慮した結果、指定管理者の自主的な経営努力を発揮することにより、様々なサービス内容の工夫によって利用者数の増加が期待できること、また、指定管理者の収入として収受させることにより、市及び指定管理者の会計事務の効率化が期待できることから、利用料金制を導入しようとするものである。

なお、利用料金については、指定管理者が社会経済情勢の変化や施設の利用状況等に応じて柔軟に金額の変更ができる環境を構築する必要があると考えることから、弾力条項を設けることとし、その幅については、他の利用料金制を導入している施設を参考に、乗率を0.7から1.3の間としようとするものである。

## 7 改正箇所

利用料金制の導入に当たり、利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることから、第13条の次に加える第14条及び第15条において、以下の項目を定める。

- ・利用料金の納入先を指定管理者とすること（第14条第1項）。
- ・利用料金を指定管理者の収入として収受させること（第14条第2項）。
- ・特別の理由がある場合を除き、指定管理者に収受させた利用料金は還付しないこと（第14条第3項）。

- ・利用料金の額を条例の定める金額の範囲内で、市長の承認を得て、指定管理者が設定すること（第14条第4項）。
  - ・特別の理由がある場合は、指定管理者が利用料金を減免することができること（第15条）。
- また、既に利用料金制を導入している類似施設との整合を図るため、第6条第3項ただし書に観覧料の還付を加えるとともに、第12条及び第17条第2項を改める。

## 8 施行期日

令和4年4月1日